

職業紹介責任者の専任規制の見直し（案）

厚生労働省 職業安定局 需給調整事業課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

職業紹介責任者の専任規制の見直しに係る主なご意見

(兼任できる期間)

- 事業所を新設するに当たっての一時的な特例であり、なるべく早期の体制整備を促すという意味でも、可能な限り短い期間としていくのが望ましく、3年間は長いのではないか。
- 事業所新設時は事業の先行きが不透明ということもあって、3年間程度でもいいのではないか。

(兼任させる職業紹介責任者に求める経験年数)

- 苦情処理、情報管理などについての知識や経験が十分な者に限るべきであり、10年以上という経験を求めることがよいのではないか。
- 制度を見直しても該当者がいなければ意味がないため、3年又は5年以上としてもよいのではないか。また、産休や育休があることも踏まえると、（連続10年ではなく）通算で10年以上とするのがよいのではないか。

(履行確保)

- 適切な運用のためには、要件や留意事項が確保されているか確実な確認が必要。次回の議論では確認方法も含めて示してほしい。
- 事業者の創意工夫を損なわないよう留意しつつ、留意事項について具体的にどのような対応が必要か明らかにするべき。

(兼任方法)

- 実態は事業所の移転である場合にも、新設事業所として兼任を認めるかどうか、また、兼任する事業所を3つ、4つと展開していくことを認めるかどうか等について議論が必要。次回はイメージを共有できるような資料を示してほしい。

職業紹介責任者の専任規制の見直し①（案）

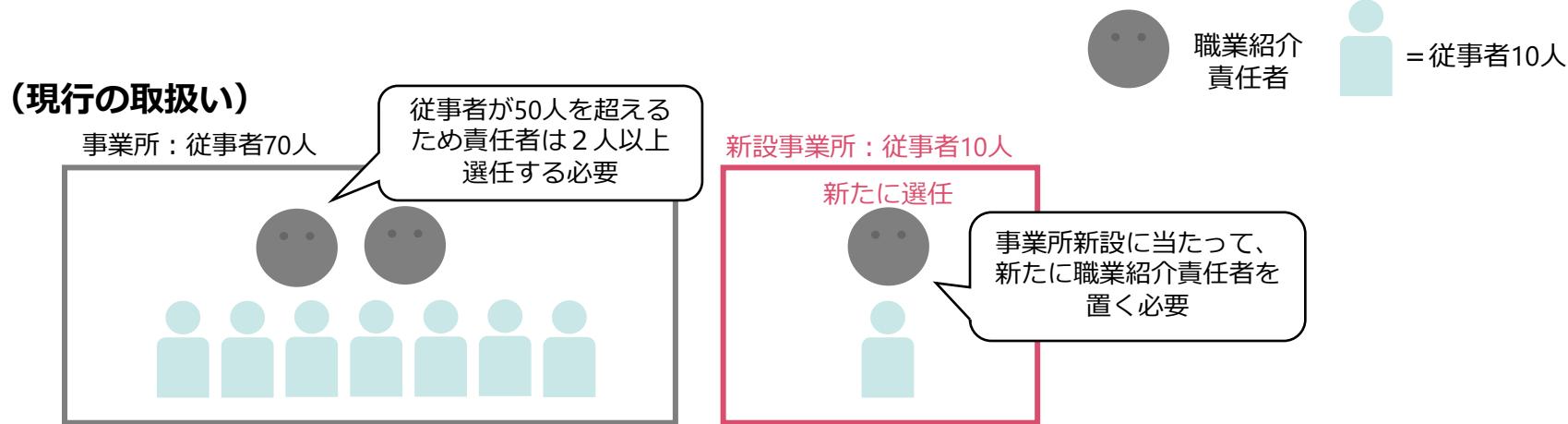
- 1 有料職業紹介事業者が事業所を新設する場合にあっては、当該事業所（以下「新設事業所」という。）を新設する事業年度の翌事業年度末までの間、当該有料職業紹介事業者が有料の職業紹介事業を行っている他の事業所の職業紹介責任者（職業紹介責任者として実務に従事した期間が通算して十年以上である者に限る。）を新設事業所の職業紹介責任者として兼任させることができることとする。この場合において、当該他の事業所（以下「既存事業所」という。）又は新設事業所において職業紹介に係る業務に従事する者の合計の人数は、職業紹介責任者一人につき五十人以下とする。また、既存事業所又は新設事業所において職業紹介に係る業務に従事する者の数が五十人を超えるときは、当該職業紹介に係る業務に従事する者の数が五十人を超える事業所の職業紹介責任者のうち少なくとも一人以上は、当該事業所に専属の職業紹介責任者とする。（職業安定法施行規則第二十四条の六第一項関係）
- 2 職業安定法第三十二条の七第一項の規定による届出のうち、事業所の新設に係る変更の届出（事業所の新設に当たって職業安定法施行規則第二十四条の六第一項第三号の規定に基づき有料職業紹介事業者が職業紹介責任者を兼任させる場合に限る。）にあっては、職業安定法施行規則第二十三条第二項の有料職業紹介事業変更届出書には、当該新設する事業所に係る職業安定法施行規則第十八条第三項第一号チからルまでに掲げる書類（※1）及び当該兼任に関する書類を添付しなければならないこととする。ただし、当該有料職業紹介事業者が有料の職業紹介事業又は無料の職業紹介事業を行っている他の事業所の職業紹介責任者を当該新設する事業所の職業紹介責任者として引き続き選任したとき又は兼任させたときは、同号又に掲げる書類（※2）のうち履歴書及び受講証明書を添付することを要しないこととする。（職業安定法施行規則第二十三条関係）
（※1）個人情報に関する規程、業務運営に関する規程、職業紹介責任者の住民票及び受講証明書等、建物の登記事項証明書等
（※2）職業紹介責任者の住民票及び受講証明書等
- 3 その他所要の改正を行う。
- 4 この省令は、令和八年四月一日から施行する。（附則関係）

職業紹介責任者の専任規制の見直し②（案）

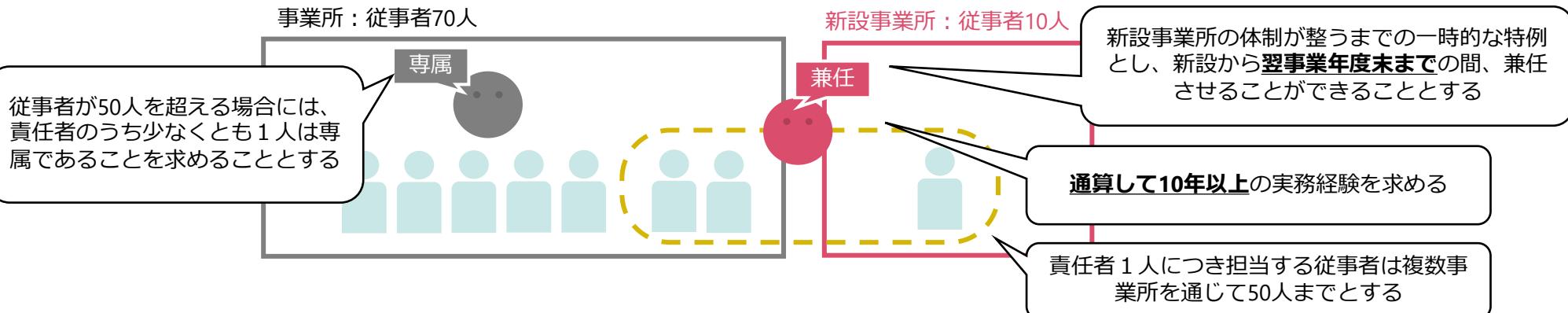
- ※ 職業紹介事業の業務運営要領において、職業紹介責任者を兼任させる場合に留意すべき事項を示す。
 - ・ 情報通信技術を活用した統括管理を行うための連携体制の整備（オンライン会議システム等の活用により職業紹介責任者が遠隔で統括管理できる環境を整備すること等）
 - ・ 必要に応じて実地管理に切り替えることが可能な体制の確保（適切に苦情処理を行うため、職業紹介責任者が必要に応じて兼任する事業所に直接出向き、速やかに対応できるようにすること等）
 - ・ 統括管理の実施状況の継続的確認及び必要な改善（兼任する職業紹介責任者による統括管理の実施状況を定期的に確認し、トラブルを未然に防ぐために必要に応じて業務の実施方法の見直しを行うこと等）
 - ・ 都道府県労働局による指導監督等の実施に当たり職業紹介責任者を兼任させていることによる支障を生じさせないこと
- ※ 職業紹介責任者が兼任する事業所については、これらの留意事項を遵守することを許可条件として付すこととし、留意事項の実施状況については、新設事業所の実地調査及び指導監督の際、ヒアリング等により確認する。

職業紹介責任者の兼任のイメージ

職業紹介責任者の専任規制の見直し（案）を図式化。



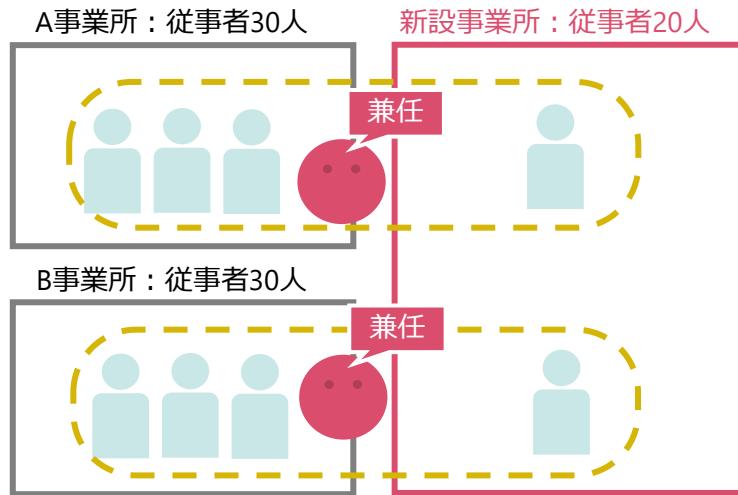
（見直しの方向性）



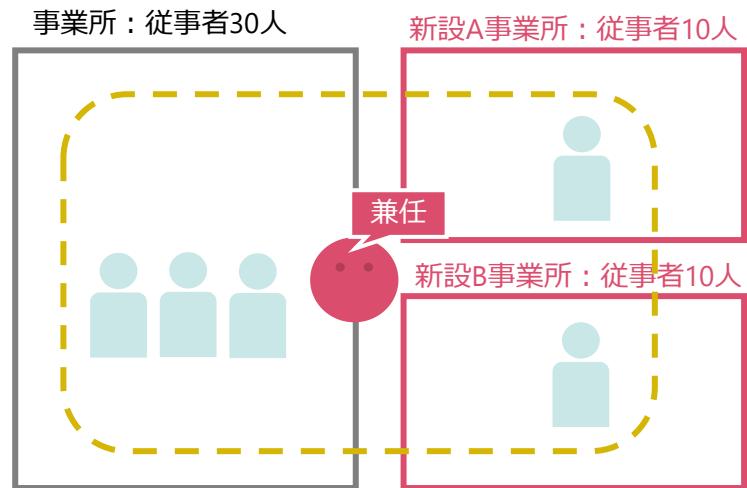
想定される兼任方法

その他、想定される兼任方法は以下のとおり。

(複数の職業紹介責任者が 1 の新設事業所を兼任するケース)



(複数の新設事業所を兼任するケース)



(注1) 事業所を移転する場合は新設に当たらない（届出書の様式が異なる）ため、事業所移転に伴う職業紹介責任者の兼任は認められない。

(注2) 複数事業所を同時に新設した場合等は、1人の職業紹介責任者が3以上の事業所を兼任することも考えられるところ、新設事業所の実地調査において「必要に応じて実地管理に切り替えることが可能な体制の確保」等の留意事項を遵守しているか確認を行い、適正な運営の確保を求めていく。

參考資料

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

規制改革実施計画（令和7年6月13日閣議決定）（抄）

事項名	規制改革の内容	実施時期
職業紹介責任者の専任規制の見直し	<p>厚生労働省は、職業安定法（昭和22年法律第141号）第32条の14及び職業安定法施行規則（昭和22年労働省令第12号）第24条の6第1項に基づき有料職業紹介事業者に対して課している、事業所ごとかつ専属の職業紹介責任者を選任する義務について、当該義務が職業紹介事業者の柔軟な人員配置や地方を含む新たな事業所の開設等の障壁となっているとの指摘を踏まえ、職業紹介サービスの質の確保を前提とした上で、デジタル技術を徹底活用すること等により、一定の要件を満たす場合には、職業紹介責任者に複数事業所を兼任させることを可能とする方向で見直しを検討し、労働政策審議会で結論を得次第、速やかに必要な措置を行う。</p>	令和7年度検討、同年度末を目途に結論、結論を得次第速やかに措置

職業紹介責任者について（現行制度）

職業紹介責任者の選任（職業安定法第32条の14）

有料職業紹介事業者は、職業紹介に関する次の事項を統括管理させ、及び従業者に対する職業紹介の適正な遂行に必要な教育を行わせるため、職業紹介責任者を選任しなければならない。

- ・求人者又は求職者から申出を受けた苦情の処理に関すること
- ・求人者の情報（職業紹介に係るものに限る。）及び求職者の個人情報の管理に関すること
- ・求人及び求職の申込みの受理、求人者及び求職者に対する助言及び指導その他有料の職業紹介事業の業務の運営及び改善に関すること
- ・職業安定機関との連絡調整に関すること

選任の方法・基準（職業安定法施行規則第24条の6）

- 選任の方法
 - ・事業所ごとに専属の職業紹介責任者として自己の雇用する労働者の中から選任すること
 - ・事業所において職業紹介に係る業務に従事する者の数が50人を超えるごとに1人以上の職業紹介責任者を選任すること
- 選任する職業紹介責任者の基準
 - ・過去5年以内に、厚生労働大臣が定める講習を修了していること
 - ・精神の機能の障害により職業紹介責任者の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことのできない者でないこと

有料職業紹介事業所数（令和7年3月末時点）

北海道	789	茨城	417	新潟	240	静岡	704	奈良	149	徳島	81	熊本	252
青森	69	栃木	327	富山	183	愛知	2,305	和歌山	82	香川	163	大分	147
岩手	121	群馬	418	石川	197	三重	317	鳥取	59	愛媛	156	宮崎	119
宮城	420	埼玉	948	福井	96	滋賀	262	島根	49	高知	46	鹿児島	158
秋田	65	千葉	880	山梨	124	京都	489	岡山	319	福岡	1,353	沖縄	264
山形	103	東京	10,859	長野	283	大阪	3,505	広島	555	佐賀	65		
福島	256	神奈川	1,577	岐阜	290	兵庫	969	山口	131	長崎	128		

北海道・東北	関東	中部	近畿	中国・四国	九州	合計
1,823	15,426	4,739	5,456	1,556	2,486	31,486

(出所) 厚生労働省職業安定局需給調整事業課調べ

参照条文等①

職業安定法（昭和22年法律第141号）抄

（変更の届出）

第三十二条の七 有料職業紹介事業者は、第三十条第二項各号に掲げる事項（厚生労働省令で定めるものを除く。）に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。この場合において、当該変更に係る事項が有料の職業紹介事業を行う事業所の新設に係るものであるときは、当該事業所に係る事業計画書その他厚生労働省令で定める書類を添付しなければならない。

2 第三十条第四項の規定は、前項の事業計画書について準用する。

3 厚生労働大臣は、第一項の規定により有料の職業紹介事業を行う事業所の新設に係る変更の届出があつたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該新設に係る事業所の数に応じ、許可証を交付しなければならない。

4 有料職業紹介事業者は、第一項の規定による届出をする場合において、当該届出に係る事項が許可証の記載事項に該当するときは、厚生労働省令で定めるところにより、その書換えを受けなければならぬ。

（職業紹介責任者）

第三十二条の十四 有料職業紹介事業者は、職業紹介に関し次に掲げる事項を統括管理させ、及び従業者に対する職業紹介の適正な遂行に必要な教育を行わせるため、厚生労働省令で定めるところにより、第三十二条第一号、第二号及び第四号から第九号までに該当しない者（未成年者を除き、有料の職業紹介事業の管理を適正に行うに足りる能力を有する者として、厚生労働省令で定める基準に適合するものに限る。）のうちから職業紹介責任者を選任しなければならない。

- 一 求人者又は求職者から申出を受けた苦情の処理に関すること。
- 二 求人者の情報（職業紹介に係るものに限る。）及び求職者の個人情報の管理に関すること。
- 三 求人及び求職の申込みの受理、求人者及び求職者に対する助言及び指導その他有料の職業紹介事業の業務の運営及び改善に関すること。
- 四 職業安定機関との連絡調整に関すること。

参照条文等②

職業安定法施行規則（昭和22年労働省令第12号）抄

（法第三十条に関する事項）

第十八条 法第三十条第二項の申請書は、有料職業紹介事業許可申請書（様式第一号）のとおりとする。

2 （略）

3 法第三十条第三項の厚生労働省令で定める書類は、次のとおりとする。

一 申請者が法人である場合にあつては、次に掲げる書類

イ～ト （略）

チ 有料の職業紹介事業を行う事業所ごと（以下この条において単に「事業所ごと」という。）の個人情報の適正管理及び秘密の保持に関する規程

リ 事業所ごとの業務の運営に関する規程

ヌ 事業所ごとに選任する職業紹介責任者の住民票の写し、履歴書及び第二十四条の六第二項第一号に規定する講習を修了したことを証する書類（以下「受講証明書」という。）並びに当該職業紹介責任者の精神の機能の障害に関する医師の診断書（当該職業紹介責任者が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合に限る。）

ル 建物の登記事項証明書その他の事業所ごとの施設の概要を記載した書面

ヲ・ワ （略）

二 （略）

4～11 （略）

第二十三条 法第三十二条の七第一項の厚生労働省令で定めるものは、有料職業紹介事業者が取次機関を利用しなくなつた場合における当該取次機関の名称、住所及び事業内容とする。

2 （略）

3 法第三十二条の七第一項の規定による届出のうち、事業所の新設に係る変更の届出にあつては、第二項の有料職業紹介事業変更届出書には、当該新設する事業所に係る第十八条第三項第一号チからルまでに掲げる書類を添付しなければならない。ただし、当該有料職業紹介事業者が有料の職業紹介事業又は無料の職業紹介事業を行つている他の事業所の職業紹介責任者を当該新設する事業所の職業紹介責任者として引き続き選任したときは、同号又に掲げる書類のうち履歴書及び受講証明書（選任した職業紹介責任者の住所に変更がないときは、住民票の写し、履歴書及び受講証明書。以下この条において同じ。）を添付することを要しない。

4～7 （略）

参照条文等③

職業安定法施行規則（昭和22年労働省令第12号）抄

（法第三十二条の十四に関する事項）

第二十四条の六 法第三十二条の十四の規定による職業紹介責任者の選任は、次に定めるところにより行わなければならない。

- 一 有料職業紹介事業者の事業所（以下この条において単に「事業所」という。）ごとに当該事業所に専属の職業紹介責任者として自己の雇用する労働者の中から選任すること。ただし、有料職業紹介事業者（法人である場合は、その役員）を職業紹介責任者とすることを妨げない。
 - 二 当該事業所において職業紹介に係る業務に従事する者の数が五十人以下のときは一人以上の者を、五十人を超える百人以下のときは二人以上の者を、百人を超えるときは、当該職業紹介に係る業務に従事する者の数が五十人を超える五十人ごとに一人を二人に加えた数以上の者を選任すること。
- 2 法第三十二条の十四の厚生労働省令で定める基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。
- 一 過去五年以内に、職業紹介事業の業務の適正な遂行のために必要な知識を習得させるための講習として厚生労働大臣が定めるものを修了していること。
 - 二 精神の機能の障害により職業紹介責任者の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者でないこと。

参照条文等④

○有料職業紹介事業・現行の許可条件

- 1 労働基準法（昭和22年法律第49号）第56条の規定により使用を禁止されている児童の紹介を行わないこと。
- 2 貸金業又は質屋業と兼業する場合（法人の代表者又は役員が、他の法人等で兼業する場合も含む。）は、当該兼業する事業における債務者について紹介を行わず、また、債務者を求職者としないこと。
- 3 変更の届出により有料職業紹介事業を行う事業所を新設する場合は、当該事業所においても、許可基準の所定の要件を満たすこと。
- 4 合理的な理由なく特定の求人者に限って職業紹介を行うものでないこと。
- 5 職業紹介事業所間における業務提携を行う場合は、次の事項を遵守すること。
 - (1) 業務提携による職業紹介を実施し得る職業紹介事業者は、職業安定法（昭和22年法律第141号。以下「法」という。）の規定により適法に許可を受け、又は届出をした職業紹介事業者に限られるものであること。
 - (2) 求職者に対する労働条件等の明示に係る職業紹介事業者の義務（法第5条の3第1項）は、求職の申込みを求職者から直接受理した職業紹介事業者が履行すること。ただし、当該職業紹介事業者が事業を廃止したこと等により、労働条件等の明示義務を履行できない場合には、業務提携を行う他の職業紹介事業者が履行すること。また、求人求職管理簿（職業紹介の取扱状況に関する事項及び離職の状況に関する事項に限る。）の備付に関する義務（法第32条の15）並びに職業紹介事業報告及び職業紹介の実績等に係る人材サービス総合サイトを利用した情報提供の義務（法第32条の16）は、業務提携を行う職業紹介事業者の間で取り決めた一者が履行すること。
 - (3) 業務提携に際して求人又は求職を他の職業紹介事業者に提供しようとする場合には、あらかじめ求人者又は求職者に、業務提携の内容として提供先の職業紹介事業者に関する次の事項を明示し（注：明示事項の記載は略）、求人者又は求職者が求人又は求職の提供に同意する職業紹介事業者に限って行うこととし、求人者又は求職者が求人又は求職の提供に同意しない場合には業務提携の対象としないこと。この場合において、求人者又は求職者が提携先ごとに同意又は不同意の意思を示すことができるようであれば、一度に複数の提携先について、同意又は不同意の意思を確認することとしても差し支えない。ただし、当面、一度に意思を確認する提携先は10以内とすること。
 - (4) 職業紹介事業者が業務提携について明示し、その上で求人者又は求職者が求人又は求職の提携先への提供に同意した場合には、当該提携先は、法の規定により当該求人又は求職を受理しないことが認められる場合を除き、当該求人又は求職を受理するものとすること。
 - (5) 提携先への提供に同意する求人又は求職とそれ以外の求人又は求職を分離して管理するとともに、個人情報の適正な管理（正確かつ最新のものに保つための措置、紛失、破壊、改ざんを防止するための措置等）について、より一層、的確に対応すること。
 - (6) 求職者に対してその能力に適合する職業を紹介し、求人者に対してはその雇用条件に適合する求職者を紹介するように努めること。
 - (7) 手数料はあっせんを行う職業紹介事業者による手数料の定めの範囲内で当該職業紹介事業者が徴収するものとすること。

参照条文等⑤

6 国外にわたる職業紹介を行う場合は、次の事項を遵守すること。

- (1) 国外にわたる職業紹介を行うに当たっては、法第32条の12第1項の規定により取扱職種の範囲等として届け出た国以外を相手先国として職業紹介を行わないこと。
- (2) 国外にわたる職業紹介を行うに当たっては、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）その他の出入国関係法令及び相手先国の法令を遵守して職業紹介を行うこと。
- (3) 国外にわたる職業紹介を行うに当たっては、求職者に渡航費用その他の金銭を貸し付け、又は求人者がそれらの金銭を貸し付けた求職者に対して職業紹介を行わないこと。
- (4) 国外にわたる職業紹介を行うに当たり、取次機関を利用するときは、次に該当する取次機関を利用しないこと。
 - a 相手先国において活動を認められていないもの。
 - b 職業紹介に関し、保証金の徴収その他名目のいかんを問わず、求職者の金銭その他の財産を管理し、求職者との間で職業紹介に係る契約の不履行について違約金を定める契約その他不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約を締結し、又は求職者に対して渡航費用その他の金銭を貸し付けるもの。
- (5) 職業紹介に関し、求職者が他者に保証金の徴収その他名目のいかんを問わず、金銭その他の財産を管理され、又は他者が求職者との間で職業紹介に係る契約の不履行について違約金を定める契約その他不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約を締結していることを認識して、当該求職者に対して職業紹介を行わないこと。

7 法第33条の6の規定による勧告を遵守すること。

8 転職及び求職の勧奨については、次の事項を遵守すること。

- (1) その紹介により就職した者（期間の定めのない労働契約を締結した者に限る。）に対し、当該就職した日から2年間、転職の勧奨を行ってはならないこと。
- (2) 求職の申込みの勧奨については、お祝い金その他これに類する名目で社会通念上相当と認められる程度を超えて求職者に金銭等を提供することによって行ってはならないこと。

職業紹介事業所数と職業紹介責任者の現状

○各有料職業紹介事業者が運営する事業所（令和7年4月1日時点）

事業所数	1	2~10	11~20	21~30	31~40	41~50	51~60	61~
事業者数	23,713	1,280	98	28	14	6	12	8

(資料出所：人材サービス総合サイト)

○従事者数別事業所数（令和5年度）

従事者数（人）	事業所数
1~50	28,909
51~100	105
101~300	50
301~500	8
501~	9

(資料出所：職業紹介事業報告)

注) 事業所毎の従事者数別に集計。

○職業紹介責任者講習会修了者数推移（人）

平成26年度	12,436
平成27年度	13,065
平成28年度	14,219
平成29年度	17,106
平成30年度	17,144
令和元年度	17,870
令和2年度	14,219
令和3年度	16,040
令和4年度	16,733
令和5年度	18,104
令和6年度	17,678

(資料出所：厚生労働省職業安定局需給調整事業課調べ)

○現在の事業所に選任されてから経過した年数別職業紹介責任者数

職業紹介責任者	全員	(%)
	37,372人	(100%)
10年以上	2,553人	(6.8%)
9年以上10年未満	801人	(2.1%)
8年以上9年未満	847人	(2.3%)
7年以上8年未満	1,353人	(3.6%)
6年以上7年未満	1,827人	(4.9%)
5年以上6年未満	2,427人	(6.5%)
4年以上5年未満	2,948人	(7.9%)
3年以上4年未満	3,312人	(8.9%)
2年以上3年未満	4,741人	(12.7%)
1年以上2年未満	6,770人	(18.1%)
1年未満	9,793人	(26.2%)

(資料出所：厚生労働省職業安定局需給調整事業課調べ)

注) 令和7年9月1日時点で存在する事業所の職業紹介責任者が、当該事業所の職業紹介責任者として継続して選任されている期間をもとに集計。